

令和 6 年 5 月 2 9 日

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

令和 6 年 6 月の診療報酬改定に関してご案内いたします。

- ◆ 当院は、オンラインで資格確認を行う体制を有し、医療 D X を通じて質の高い医療を提供すべく取り組んでいます。
- ◆ 医師がオンライン資格確認で得た情報(受診歴、薬歴、特定検診などの必要な情報)を診察室などで確認できる体制を整備し、診察に活用いたします。
- ◆ 電子処方箋を発行する体制、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については電子カルテメーカーと協議中です。
- ◆ 令和 6 年 6 月より以下の通り、診療報酬点数を算定します。

【医療情報取得加算】

- ◇ マイナ保険証を利用する場合
 - ・初診時：1 点
 - ・再診時：1 点 ※3 月に 1 回

- ◇ マイナ保険証を利用しない場合
 - ・初診時：3 点
 - ・再診時：2 点 ※3 月に 1 回

【医療 DX 推進体制整備加算の算定】

- ・初診時：8 点（月 1 回に限り）

正確な情報を取得、活用するためにマイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いします。

公立小野町地方総合病院 病院長